



米国およびイスラエルによるイランへの軍事行動に関する声明

国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、米国およびイスラエルによる国際法違反の軍事行動を強く非難し、報復の連鎖に強い懸念を表明する。

1 6月13日以降、イスラエルは、イランの核関連施設、ミサイル基地、防空システム、革命防衛隊幹部の住居、国営放送の施設等に対する大規模な武力の行使を行った。

国連独立専門家らは、この攻撃により、イランの民間人、民間施設に甚大な被害が発生したと報告している¹。一連の攻撃を受けてイランも、イスラエルへの報復攻撃を開始した。米国は6月21日、突如としてイランの3つの核施設を攻撃した。

2 イスラエル及び米国のイランへの攻撃は、武力行使を原則として禁止した国連憲章2条4項に明白に違反する。

イスラエルのネタニヤフ首相は、イランの核開発の脅威を理由に軍事行動を正当化した。しかし、武力行使が実際になされていない状況下での核施設等の攻撃が自衛権行使を認めた国連憲章51条の範囲を逸脱することは明らかである。

米国に至っては、国連安全保障理事会の決議も経ず、自国憲法上必要とされる手続も経ないで、突如として武力行使に至っている。このような、国際法秩序を蹂躪する武力行使は到底許されない。いずれかの国に核開発疑惑があったとしても、NPT条約を基礎に、対話と外交によって解決すべきであり、いきなり軍事行動をするなど言語道断である。

さらに、空爆によって核関連施設を攻撃することは、放射能汚染を引き起こしかねない極めて危険な行為であり、戦争犯罪に該当する蓋然性が高い²。

一方、イランによる報復もイスラエルの住宅密集地を標的とし民間人の負傷が報じられており、国際人道法に違反する可能性が高い。

米トランプ大統領は6月23日（米国時間）、停戦に合意したと発表した。が、今後、報復の応酬が続き、甚大な民間人の犠牲を生むことが懸念される。

¹

<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2025/06/iran-un-fact-finding-mission-special-rapporteur-call-civilian-protect-ion-and>

<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2025/06/un-experts-condemn-israeli-attack-iran-and-urge-end-hostilities>

² <https://news.un.org/en/story/2025/06/1164766>



3 ヒューマンライツ・ナウは、一方的な軍事行動を行った米国およびイスラエルに強く抗議するとともに、当事国の武力行使の即時停止を求める。

核を巡る紛争は、国際法を順守し、対話によって解決すべきであり、冷静に核なき世界を目指すものであるべきである。

また、国際人道法に違反する民間人への犠牲はこれ以上許されない。

最後に、今回の紛争の背景には、イスラエルが2023年10月から継続している中東ガザへの軍事行動によって夥しいガザの民間人の命が奪われ、非人道の極みに達している状況がある。

イスラエルに対しては、ガザを含むパレスチナ占領地からの速やかな撤退と軍事行動の即時停止、国際法・国際人道法の遵守を改めて強く求める。